

櫛爲錢

有此人之聟、日來令同宅處、其聟白地下向田舍訖、窺其隙有通艷言於息女事、息女殊周章、敢不能許容而令投櫛之時、取者骨肉皆變他人之由稱之、彼父潛到于女子居所、自屏風之上投入櫛、彼息女不意而取之、仍父已准他人欲遂志、于時不圖而聟自田舍歸著、入來其砌之間忽以下、不堪悲及自害云云、○下

〔夫木和歌抄三十二〕かたみのくし

君にやるかたみのくしはわかれちの神にまかせていのれとぞ思ふ

〔落窪物語四〕明後日くだり給ふとて、左の大きい殿にたいめんしたてまつらでは、いかでかはとて参りたまふ、○中たれもく御供にくだる人々に、北のかたいとよく玄たる扇二十、螺すりたる櫛、まき繪の箱に白粉入て、こゝの人のかたらひけるして、かたみに見たまへとてとらす。

〔源氏物語四〕いよのすけ、神無月のついたちごろにくだる、女房のくだらんにとて、たむけ心ことにせさせ玉ふ、またうちくにもわざと玄たまひて、こまやかにおかしきさまなるくし、あふぎ、おほくして、ぬさなどわざとがましくて、かのこうちきもつかはす。

逢までのかたみばかりとみしほどにひたすら袖のくちにけるかな

〔倭訓栞前編四十二〕わかれのくし。齋宮群行に、天子親く齋宮に櫛をさへせたまふ、永く都のかたへ歸りたまふなと仰らるゝよし、是を別れの櫛といふといへり、○中又傳へいふ、伊勢齋王の御櫛を、和泉國日根郡の澤村の櫛代の祠より調進すといふ。

〔鋸屑譚〕夜櫛櫛を忌む事は、神代紀に見えたり、又世櫛を婦女に贈る事を忌むは、蓋齋宮群行辭見天子、天子手自櫛を執らし給ひ、これを其ひたひに加ふ、謂之別御櫛也。

〔西宮記臨時五〕齋宮三度禊

群行大略同入

天皇行八省、主水供御手水次御大極殿、○中齋王參入、○中天皇以小櫛加王額、藏人仰作物所令作入、小櫛、笠、内侍取傳

賜櫛齋宮